



SMTB年金ニュース

(平成26年4月3日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金・確定給付企業年金】 企業年金連合会の支払保証事業の積立金分配について

先般、企業年金連合会のホームページに、支払保証事業の廃止に伴う積立金の分配について掲載がございましたのでご連絡いたします。

<http://www.pfa.or.jp/jigyo/shiharaihosho/bunpai/index.html>

<主な内容>

- ・支払保証事業の積立金は、厚生年金基金及び過去に厚生年金基金として支払保証事業の拠出金を負担していた連合会会員・非会員の確定給付企業年金に対して分配されることが決定しました。
- ・平成26年10月1日までに、積立金の分配を受ける旨を申し出た者が分配の対象者となります。

詳細は企業年金連合会のホームページにてご確認ください。また、ご照会事項等ございましたら、企業年金連合会のホームページに記載のお問い合わせ先（企業年金連合会 会員センター 支払保証事業室）までお願いいたします。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3824